

令和3年度 神戸市日常生活用具費支給事業検討会議（議事要旨）

福祉局障害者支援課

○日時

令和4年1月27日（木）13：00～13：55

○場所

三宮研修センター会議室 904号室

○出席者

委員 奥 英久 ひょうごアシステック研究会 会長
(元神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授)
上月 清司 神戸市医師会 理事
重松 るみ KOBE 在宅ケアボランティアグループほほえみ 副会長
正木 健一 兵庫県理学療法士会 理事
事務局 福祉局副局長 小林 令伊子 他

○議題

・日常生活用具の見直しについて

(1) 電磁調理器について

(事務局)

電磁調理器は、現在1口式に限定して認めているが、2口式以上であっても認めることとしたい。他市も、1口式に限定するという条件を付けている自治体は少数であり、利用者の方に選んでいただける製品の種類を広げるという観点で、見直しをしたいと考えている。

(委員)

障害者の方も、電磁調理器を使えば火の危険がなく安心して調理ができると思う。1口だけでは、湯沸かしと同時に調理ができないため、利便性の面から2口以上あるとよいと思われる。

(2) 暗所視支援眼鏡について

(事務局)

暗所視支援眼鏡を日常生活用具の支給品目に追加することについて、ご意見をお聞きしたい。対象者は、網膜色素変性症等の疾患により夜盲又は視野狭窄の症状を有する18歳以上の方とし、安全性の担保の観点から、医師の意見書により有用性及び安全性を確認すること、

屋外では白杖と合わせて使用することを支給の条件としたいと考えている。

(委員)

- ・新たに支給品目に追加すること、医師の判断で支給することについて異論はないが、対象年齢については、18歳で区切ってよいのか再考の余地がある。
- ・現在、類似の製品はないとのことだが、類似の製品があれば性能や費用も比較ができるため望ましい。
- ・全国で日常生活用具の制度を利用せずに製品を購入した実績がどのくらいあるのかも考慮するとよい。

(3) 紙おむつについて

(事務局)

支給対象者の拡大と基準額について、ご意見をお聞きしたい。

重度の知的障害をお持ちの方や難病をお持ちの方など紙おむつを必要としている方が、現行の対象者である脳原性運動機能障害等の方の他にも多くおられる。

現行の基準額は、8,900円から20,600円としているが、他都市では一律月額12,000円程度としているところが大多数であり、メーカーの公表資料においても同程度と掲載されていた。

(委員)

- ・現在の支給対象の方以外にも、紙おむつが必要で困っている方に支給されるようになるのは望ましい。
- ・例えば、現行の要件には「自力でトイレに行けないこと」という表現があるが、介助があっても行けない状態を指すのかなど、受けとめ方が人それぞれとなる可能性がある。要件の設定にあたっては、解釈に差が生まれないよう、表現や言葉の選び方に注意する必要がある。
- ・紙おむつの価格から考えても、基準額は月額12,000円程度に見直すのは妥当だと思う。

以上